

建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第71条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第72条第1項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成29年2月23日

京都市長 門川 大作

## 1 建築協定書の概要

### (1) 建築協定の名称

京都市西京区桂坂もみのき第2地区建築協定

### (2) 申請者の氏名

石田 外志夫

### (3) 建築協定区域

京都市西京区御陵峰ヶ堂町二丁目1番地の227, 2番地の1, 2番地の6から2番地の19, 3番地の1, 3番地の13から3番地の27, 5番地の1, 5番地の27から5番地の29, 5番地の37から5番地の43, 5番地の45から5番地の48, 5番地の51から5番地の57, 6番地の1, 6番地の2, 6番地の23から6番地の26, 7番地の1, 7番地の4, 7番地の5, 7番地の115から7番地の118, 10番地の1から10番地の5, 10番地の7, 11番地の1から11番地の10, 12番地の1から12番地の13, 13番地の1から13番地の9, 13番地の11, 13番地の12, 13番地の14, 16番地1から16番地の14, 17番地の1から17番地の13, 18番地の1から18番地の16, 19番地の1から19番地の5, 20番地の1から20番地の3及び20番地の5から20番地の12

### (4) 建築協定区域隣接地

京都市西京区御陵峰ヶ堂町二丁目5番地の44, 10番地の6, 13番地の10, 13番地の13, 13番地の15, 13番地の16及び17番地の14

### (5) 建築協定の事項

建築物の敷地, 位置, 用途, 形態, 意匠及び建築設備

(6) 協定の期間

10年間

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成29年2月23日（木）から同年3月15日（水）まで

（ただし、京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く。）

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局建築指導部建築指導課（北庁舎2階）

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

平成29年3月17日（金）午後4時から午後5時まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局2階南会議室（北庁舎2階）

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 高木 勝英

（都市計画局建築指導部建築指導課）